

## 《第1 教育奨学金の概要》

種 類		教育資金												
目的		優れた生徒であって経済的理由により修学が困難な者を対象とした人材育成												
貸与要件		成績・人物・収入の3つの要件を満たすこと												
対象学校 種別		高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、 <u>特別支援学校高等部の本科、専修学校の高等課程</u>												
居住地		生徒の保護者が県内に住所を有すること (単身赴任等により県外に居住している場合は、住民票による確認が必要)												
採用種別・ 募集時期	在学	在学学生が対象。4月分から支給 毎年4月に募集												
	継続	前年度「教育資金」の貸与を受けた者が対象。4月分から支給 毎年4月に募集												
	緊急	家計急変により貸与が必要となった者が対象 家計急変の理由が生じた月以降で希望する月分から支給（遡及可） 毎年5月～2月に募集												
	随時	在学採用の募集メ切後に貸与が必要となった者が対象 申請があった日の属する月分から支給 毎年5月～2月に募集												
主たる家計支持者の認定所得額が、収入基準額以下であること 【主たる家計支持者の収入の目安】														
収入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>給与収入のみの場合 (収入金額・税込)</th> <th>給与収入以外の場合 (収入金額－必要経費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯</td> <td>736万円</td> <td>292万円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>807万円</td> <td>342万円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>837万円</td> <td>363万円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	給与収入のみの場合 (収入金額・税込)	給与収入以外の場合 (収入金額－必要経費)	3人世帯	736万円	292万円	4人世帯	807万円	342万円	5人世帯	837万円	363万円
	区 分	給与収入のみの場合 (収入金額・税込)	給与収入以外の場合 (収入金額－必要経費)											
	3人世帯	736万円	292万円											
	4人世帯	807万円	342万円											
5人世帯	837万円	363万円												
※3人世帯：父、母、本人														
※4人世帯：上記3人世帯に兄又は姉（高校生・国公立自宅通学）を追加														
※5人世帯：上記4人世帯に祖父又は祖母を追加 ・上記の金額以上であっても、家族の状況等により基準を満たす場合あり ・給与収入のみの者は、源泉徴収票の「支払金額」と比較する ・給与収入以外の者は、確定申告書の「所得金額（合計）」と比較する														

種 類	教育資金												
学習成績 評価	<p>評定平均が次の基準を満たしていること</p> <p>1年生：原則として、申請時までの高等学校等の全科目の評定平均値が3.0以上であること。ただし、高等学校等での学習成績が未評定である場合は、中学校における最終学年の評定平均値が原則3.5以上であること</p> <p>2年生：原則として、第1学年の全科目の評定平均値が原則3.0以上であること</p> <p>3年生：原則として、第1学年～第2学年の全科目の評定平均値が原則3.0以上であること</p> <p>4年生(定時制)：第2学年～第3学年の全科目の評定平均値が原則3.0以上であること</p> <p>専攻科：原則として、申請時までの全科目の評定平均値が3.0以上であること。ただし、学習成績が未評定である場合は、高等学校等における最終学年の評定平均値が原則3.0以上であること</p>												
人物評価	態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること(5段階評価)												
健康状態	貸与の審査の要件には直接関係しないが、健康上の問題で途中で学業を中断することがないことを確認												
併用申請 できない 貸付金	<p>次の奨学金等とは同時に借りることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子寡婦福祉資金のうち修学資金</li> <li>・静岡県高等学校定時制・通信制課程修学資金</li> <li>・他の都道府県が行っている上記2つと同じ制度の資金や奨学金</li> <li>・他の都道府県が行っている教育奨学金と同じ制度の奨学金</li> </ul> <p>※市町や民間が行っている奨学金等に同時に借りることができないものがあるので、利用を予定しているかを確認</p>												
貸与金額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通学区分</th> <th colspan="2">貸与月額</th> </tr> <tr> <th>国公立学校</th> <th>私立学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅通学</td> <td style="text-align: center;">18,000円</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td style="text-align: center;">23,000円</td> <td style="text-align: center;">35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「自宅通学」とは、申請者(生徒本人)が、その者の主たる家計支持者と同居しているとき又はこれに順ずる場合(主たる家計支持者が単身赴任の場合など)</p> <p>・「自宅外通学」とは、申請者(生徒本人)が自宅通学以外の場合(下宿や寮に居住している場合)</p>	通学区分	貸与月額		国公立学校	私立学校	自宅通学	18,000円	30,000円	自宅外通学	23,000円	35,000円	
通学区分	貸与月額												
	国公立学校	私立学校											
自宅通学	18,000円	30,000円											
自宅外通学	23,000円	35,000円											
貸与時期	<p>下表に示す月の月末に届け出された金融機関の口座へ振込む。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象月</td> <td style="text-align: center;">4・5・6月分</td> <td style="text-align: center;">7・8月分</td> <td style="text-align: center;">9・10月分</td> <td style="text-align: center;">11・12月分</td> <td style="text-align: center;">1・2・3月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※誓約書等が提出期限より遅れて提出された場合は、翌支給月に対象月分をまとめて振り込む</p>	支給月	6月	8月	10月	12月	2月	対象月	4・5・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2・3月分
支給月	6月	8月	10月	12月	2月								
対象月	4・5・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2・3月分								

種 類	教育資金																																																									
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与決定後、誓約書を提出する際に<u>連帯保証人 2名が必要</u>となる</li> <li>・連帯保証人が立てられない場合は、貸与できない</li> <li>① 保護者・・・1名</li> <li>② 原則 4 親等以内の親族で、申請者及びその保護者と別に<u>独立して生計を営む者</u>・・・1名</li> <li>※連帯保証人は、教育奨学生と同等の返還義務を負う</li> <li>※未成年の者や教育奨学生・修学資金貸与者で返還が完済していない者、成年であっても安定した収入のない者は、連帯保証人にはなれない</li> </ul>																																																									
返還方法	<p>返還は原則、口座振替（自動引落）により実施する。</p> <p>返還開始時に、申請者（生徒本人）が返還期間、返還方法(月賦・半年賦・年賦等)を届け出る。</p>																																																									
返還期間	<p>返還期間は、貸与を受けた金額により異なる。</p> <p>【返還例：年間を通じて貸与を受け、最長期間で返還の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">貸与年数</th> <th colspan="2">自宅</th> <th colspan="3">自宅外</th> </tr> <tr> <th>償還額(円)</th> <th>期間(年)</th> <th>償還年額(円)</th> <th>償還額(円)</th> <th>期間(年)</th> <th>償還年額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公立</td> <td>1</td> <td>216,000</td> <td>5</td> <td>43,200</td> <td>276,000</td> <td>6</td> <td>46,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>432,000</td> <td>8</td> <td>54,000</td> <td>552,000</td> <td>9</td> <td>61,333</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>648,000</td> <td>9</td> <td>72,000</td> <td>828,000</td> <td>10</td> <td>82,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立</td> <td>1</td> <td>360,000</td> <td>9</td> <td>40,000</td> <td>420,000</td> <td>8</td> <td>52,500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>720,000</td> <td>9</td> <td>80,000</td> <td>840,000</td> <td>10</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,080,000</td> <td>12</td> <td>90,000</td> <td>1,260,000</td> <td>12</td> <td>105,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸与年数	自宅		自宅外			償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)	償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)	公立	1	216,000	5	43,200	276,000	6	46,000	2	432,000	8	54,000	552,000	9	61,333	3	648,000	9	72,000	828,000	10	82,800	私立	1	360,000	9	40,000	420,000	8	52,500	2	720,000	9	80,000	840,000	10	84,000	3	1,080,000	12	90,000	1,260,000	12	105,000
区分	貸与年数			自宅		自宅外																																																				
		償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)	償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)																																																			
公立	1	216,000	5	43,200	276,000	6	46,000																																																			
	2	432,000	8	54,000	552,000	9	61,333																																																			
	3	648,000	9	72,000	828,000	10	82,800																																																			
私立	1	360,000	9	40,000	420,000	8	52,500																																																			
	2	720,000	9	80,000	840,000	10	84,000																																																			
	3	1,080,000	12	90,000	1,260,000	12	105,000																																																			
元金利息	無利息																																																									
延滞利息	<p>返還開始後、納期限までに納入しなかったときは、<b>年利 10.75%の延滞利息を支払う</b>。</p> <p>延滞利息は当該納期限から返還した日までの日数により算出する。</p> <p>(延滞利息 = 元金 × 10.75% × 延滞日数 / 365 日)</p>																																																									
返還猶予	<p>次に該当する場合は、返還を猶予する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校又は大学等上級学校に在学中；当該学校に在学している期間</li> <li>・災害、疾病、負傷、その他；知事が必要と認めた期間（最長 1 年・更新可）</li> </ul>																																																									
返還免除	<p>次に該当する場合は、返還を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人死亡又は心身の著しい障害による労働能力の喪失：全部</li> <li>・心身の著しい障害による高度の労働能力の制限：4 分の 3 以内</li> </ul>																																																									

種 類		奨学金																				
目的	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒又は学生に対する学習機会の保障																					
貸与要件	収入が一定の要件を満たすこと																					
対象学校 種別	高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程、 <u>高等専門学校</u>																					
居住地	教育資金と同じ																					
採用種別・募集時期	在学	教育資金と同じ																				
	継続	制度なし																				
	緊急	制度なし																				
	随時	教育資金と同じ																				
収入	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>① 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合 ※必ず、申請前に福祉事務所等の担当者に相談すること</p> <p>② 主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和4年度分又は令和5年度分の市町民税が非課税になっている場合</p> <p>③ 主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和4年度分又は令和5年度分の市町民税が減額になっている場合</p> <p>④ 申請者の属する世帯全員の令和4年分の収入合計が、生活保護法における基準額の1.5倍以下の場合</p> <p>【世帯全員の収入の目安(生活保護基準額1.5倍)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市</th> <th>三島市 富士市</th> <th>御前崎市 菊川市 牧之原市 賀茂郡 榛原郡 周智郡</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯</td> <td>320万円</td> <td>306万円</td> <td>278万円</td> <td>292万円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>425万円</td> <td>405万円</td> <td>360万円</td> <td>380万円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>465万円</td> <td>445万円</td> <td>400万円</td> <td>420万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3人世帯:父44歳、母41歳、本人14歳、 ※4人世帯:上記3人世帯に兄又は姉16歳を追加 ※5人世帯:上記4人世帯に祖父又は祖母64歳を追加</p> <p>・基準額は世帯員の年齢等の家族構成等によって異なる。 ・上記の金額以上であっても、家族の状況等により基準を満たす場合あり。 ・給与収入のみの者は、源泉徴収票の「支払金額-源泉徴収税額-社会保険料等の金額」と比較する。 ・給与収入以外の者は、確定申告書等の「収入金額-必要経費」と比較する。</p>		居住地	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市	三島市 富士市	御前崎市 菊川市 牧之原市 賀茂郡 榛原郡 周智郡	その他	3人世帯	320万円	306万円	278万円	292万円	4人世帯	425万円	405万円	360万円	380万円	5人世帯	465万円	445万円	400万円	420万円
	居住地	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市	三島市 富士市	御前崎市 菊川市 牧之原市 賀茂郡 榛原郡 周智郡	その他																	
3人世帯	320万円	306万円	278万円	292万円																		
4人世帯	425万円	405万円	360万円	380万円																		
5人世帯	465万円	445万円	400万円	420万円																		

種 類	奨学金
学習成績 評価	評定なし
人物評価	評価なし
健康状態	教育資金と同じ
併用申請 できない 貸付金	教育資金と同じ
貸与金額	教育資金と同じ
貸与時期	教育資金と同じ

種 類	奨学金					
連帯保証人	教育資金と同じ					
返還方法	教育資金と同じ					
返還期間	20年以内で申請者（生徒本人）が設定する。 【返還例：年間を通じて貸与を受け、20年で返還の場合】					
	区分	貸与年数	自宅		自宅外	
			償還額(円)	償還年額(円)	償還額(円)	償還年額(円)
	公立	1	216,000	10,800	276,000	13,800
		2	432,000	21,600	552,000	27,600
		3	648,000	32,400	828,000	41,400
	私立	1	360,000	18,000	420,000	21,000
2		720,000	36,000	840,000	42,000	
3		1,080,000	54,000	1,260,000	63,000	
元金利息	教育資金と同じ					
延滞利息	教育資金と同じ					
返還猶予	教育資金と同じ					
返還免除	教育資金と同じ					

(注意)

\* 申請できるのはいずれか一つです。

\* 申し込みにあたっては、市町村民税の所得割額が非課税の世帯の場合、返済不要の奨学給付金制度がありますので、そちらを活用願います。(案内・申請は概ね夏頃を予定)